

## 静岡市森林整備計画(R7. 4. 1~R17. 3, 31)の樹立について

### <市町村森林整備計画とは>

森林法第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、森林を適切に整備していくことを目的に、各市町村における森林・林業関連施策の方向性を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針を示した 10 年 1 期(5 年ごと見直し)の計画。

### <今回の策定の主なポイント>

- ・植栽を行う際、鳥獣害対策を原則必須とする記載の追加
- ・天然更新を行う場合、食害予測地域での食害防止対策を原則必須とする記載の追加
- ・食害予測地域について、現況に鑑み市内全域を指定。

※上位計画(全国森林計画、静岡地域森林計画)に沿った内容と整合を図るため県からガイドラインが示され、それを基に作成。

### <計画施行までのスケジュール>

R6. 12 … ・県へ事前協議のための計画案を提出

R7. 1 … ・県から計画案に対する意見等の回答及びそれに対する対応状況を県へ報告

R7. 2 … ・庁内関係課へ意見照会(治山林道課、環境創造課、都市計画課、公園整備課)及び回答

・公告縦覧(R7. 2. 3~3. 3)…森林法第 10 条の 5 第 7 項、第 6 条第 1 項の規定による

・県学識経験者(森林総合監理士)へ意見照会、回答

・関東森林管理局へ意見照会に関する事前調整のための照会

・静岡市森林整備計画策定委員会開催(R7. 2. 27)

R7. 3 … ・関東森林管理局事前調整回答及び意見照会、回答

・県協議、回答

R7. 4 … ・4/1 施行、公告

## 森林法【抜粋】

(全国森林計画等)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

(市町村森林整備計画)

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

7 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とある

9 市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第七項の規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない。

【森林計画体系図】

